

東大阪市教育委員会令和3年10月定例会

1 日 時 令和3年10月18日(月)
開会 午後2時00分
閉会 午後2時15分

2 場 所 市庁舎22階 会議室1

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理者	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	北 林 康 男
教育次長	諸 角 裕 久
学校教育部長	岩 本 秀 彦
学校教育部参事	森 田 好 一
社会教育部長	望 月 督 司
教育政策室長	永 吉 勝 則
学校教育部次長	杉 本 篤 史
社会教育部次長	中 西 正 人

(出席補助説明員)

青少年教育課長	樽 井 千 賀
---------	---------

4 議 事

【土屋教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和3年10月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は村上委員にお願いいたします。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第53号 大阪府中学生チャレンジテストの結果公表の取扱いの件」から日程第3「報告第8号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

【北林教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第53号 大阪府中学生チャレンジテストの結果公表の取扱いの件」につきましては、令和3年度以降の大阪府中学生チャレンジテストの結果公表の内容として、「教科の結果と分析」、「アンケートの結果と分析」について公表するものとし、公表方法については、「東大阪市教育委員会事務局学校教育推進室ホームページによる公開」と「東大阪市役所総合庁舎1階市政情報コーナーにおける紙文書による公開」とするものでございます。また、「中学生チャレンジテストの実施要領において、市町村教育委員会は、自らが設置管理する学校について、それぞれの判断において、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことも可能となっているが、公表をする場合には、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること」とされていることから、調査結果の取扱いに関する配慮事項といたしまして、本市としては、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表は行わず、本市の平均正答率の公開を含むこれまでの全国学力・学習状況調査の公表の内容及び方法に準じた取扱いとすることを決定するものでございます。

続きまして、日程第2「議案第54号 令和3年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」につきましては、市立中学校の生徒で、スポーツ活動において特に優秀な成績をあげたものに対し、学校長からの推薦に基づき教育委員会表彰被表彰者として決定するものでござ

います。

続きまして、日程第3「報告第8号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第19号「令和3年第3回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和3年第3回定例会における追加提出議案について、令和3年9月29日付でこれを了承したものの報告でございます。

なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、資料1ページからの「議案第86号 教育委員会委員任命の同意を求める件」につきましては、現教育委員の村上靖平氏の任期が本年11月18日までとなっているため、その後任として、田中宏一氏を新たに教育委員として任命することについて議会の同意を求めるものでございます。任命期間につきましては、令和3年11月19日から令和7年11月18日まででございます。

次に、臨時代理第20号「高等学校における費用の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」、臨時代理第21号「東大阪市立青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」及び臨時代理第22号「東大阪市立青少年運動広場条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、いずれも、それぞれの条例の一部を改正する条例の制定が令和3年第3回市議会において可決されたことに伴い、その施行日に合わせ、同日付けでその施行規則についての所要の改正ならびに将来的な電子申請等へ柔軟に対応することも見据えた様式の削除を行ったものの報告でございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

【土屋教育長】

それでは、ただいまの日程第1「議案第53号」から日程第3「報告第8号」までの案件につきましては、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

【各委員】

(質問、意見)

【土屋教育長】

他にございませんか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

それでは、日程第1「議案第53号」から日程第3「報告第8号」までの案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第53号 大阪府中学生チャレンジテストの結果公表の取扱いの件」から日程第3「報告第8号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までの案件につきましては、いずれも原案のとおり可決及び承認することと決しました。

【土屋教育長】

次に、口頭報告をお願いします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・感謝状

施設整備室 1 件

・後援名義

教育政策室 1 件

学校教育推進室 5 件

人権教育室 2 件

社会教育課 2 件

社会教育センター 1 件

【土屋教育長】

それでは、次に青少年教育課より「令和3年度 東大阪市青少年健全育成強調月間の取組みについて」の報告をお願いします。

【樽井青少年教育課長】

令和3年度東大阪市青少年健全育成強調月間の取組みについてご報告いたします。こちらの取組みにつきましては、啓発ポスターを作成し、市内の学校園、自治会、外部施設へポスターの配布と掲示をし、青少年健全育成強調月間の周知に努めるものでございます。また、東大阪市青少年健全育成強調月間の取組みの1つとして「ダンスフェスタ東大阪」という行事を開催いたします。開催日時は、令和3年11月7日13時から東大阪市文化創造館大ホールにて開催いたします。参加するのは9チーム123名です。内容につきましては、青少年によるダンスの発表、薬物乱用防止の啓発DVDの上映、薬物乱用防止の啓発パネルの展示、啓発物品等の配布でございます。参考資料といたしまして、東大阪市青少年健全育成強調月間に係る啓発ポスターを添付しております。

【土屋教育長】

口頭報告について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

口頭報告については、ただいまの報告のとおりとさせていただきます。

本日より予定いたしました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局より】

次回の教育委員会議につきましては、令和3年11月15日（月曜日）午後2時より開
会する予定にしております。

【土屋教育長】

それでは、これもちまして閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大
変ご苦労様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土屋 宝土
東大阪市教育委員会委員	村上 靖平